

## 佐倉市プレーパーク支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの健やかな成長を支える遊びの環境の充実を図るとともに、こどもが地域で安心して過ごすことができる居場所を作るため、プレーパークを運営する団体の活動に要する経費に対し、佐倉市プレーパーク支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に定める者
- (2) 団体 特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体（法人でないものを含む。）
- (3) プレーパーク こどもが自主的に工夫をして遊びを作り出す等自発的に自由な遊びを実現するための活動の場であって、誰もが広く公平に参加できるもの
- (4) プレイワーカー こどもの心身の発達、遊び、プレーパークにおける安全性の確保その他プレーパークの運営に必要な知識を習得するための研修（以下「プレイワーカー研修」という。）を受講した者又はこれと同等の知識を有している者として市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 翌年度以降も継続してプレーパークを開催する意向があること。

- (2) 規約、会則、定款等を有すること。
- (3) 構成員の名簿を備えていること。
- (4) 代表者又は責任者が存すること。
- (5) 事業において明朗な会計及び経理を実施し、その結果を報告できること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (7) 団体及びその構成員が市税を滞納していないこと。
- (8) 団体の活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすプレーパークとし、当該年度において1団体が補助を受けられるプレーパークの回数は、5回を限度とする。

- (1) 市内で開催すること。
- (2) プレイワーカーを配置すること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 国、都道府県、他の市町村その他の団体による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 当該事業に係る法令等を遵守すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度に実施された補助対象事業の運営に要する経費で、別表第1に定めるものの総額とする。その場合において、補助対象事業に係る寄附金、協賛金その他の収入及び利用者負担金を受けたときは、補助対象経費から当該収入の額を控除した額を補助対象経費とする。

2 補助の対象となる期間は、規則第6条第1項に定める交付の決定を受けた日から同日の属する年度の3月末日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費について、別表第2に定める算定基準により算定して得た額の総額とし、当該年度の予算に定める額の範囲内とする。ただし、プレーパークの開催1回につき、5万円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市プレーパーク支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)とし、当該年度における申請は、1団体につき1回を限度とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、佐倉市プレーパーク支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

(支払方法)

第9条 市長が特に必要があると認めるときは、補助金は、その全額を、補助

事業者等から請求のあった日から30日以内に、概算払をすることができる。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、佐倉市プレーパーク支援事業補助金交付請求書(別記様式第3号)とする。

(変更の申請)

第11条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、佐倉市プレーパーク支援事業補助事業変更申請書(別記様式第4号)とする。

(変更の承認)

第12条 前条の規定による申請に係る補助事業等の変更の承認又は不承認の通知をするときは、佐倉市プレーパーク支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(別記様式第5号)によるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市プレーパーク支援事業補助金実績報告書(別記様式第6号)とする。

2 佐倉市プレーパーク支援事業補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) プレーパークに配置したプレイワーカーのプレイワーカー研修を受講したこと又はこれと同等の知識を有することを証する書類

(4) 領収書等の写し

(5) 事業の実施状況を撮影した写真

(6) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業等の完了後30日以内に、補助金実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市プレーパーク支援事業補助金確定通知書(別記様式第7号)によるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が適当でないと認められるとき。
- (4) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、第11条の規定により補助事業の内容の変更を承認した場合又は第14条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて交付した補助金があるときは、補助事業者等にその差額を返還させるものとする。

2 市長は、第15条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、補助事業者等に当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者等は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項帳簿及び証拠書類を審査することができる。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年3月29日決裁佐こ政第738号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	主な内訳
プレイワーカー人件費	プレイワーカーの配置に要する費用
運営人件費	プレイワーカーを除く運営に必要な者の配置に要する費用
保険料	参加者、運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害保険、損害保険等の保険料 事業で使用する施設、器材等の賠償責任の保証を行う保険料
検査料	運営スタッフの検便等の検査費用
消耗品費	文具類、材料費等の購入に係る費用
印刷製本費	チラシ、パンフレット及び資料の印刷代
燃料費	石油（混合油を含む。）、薪及び木炭の購入に係る費用
修繕費	備品、器材等の修理に係る費用
医薬材料費	医薬品の購入に係る費用
手数料	金融機関の振込手数料
賃借料	事業実施に必要な物品並びに会議室及び会場の賃借料

別表第 2 (第 6 条関係)

項目	算定基準
プレイワーカー	開催するプレーパーク 1 回につき、プレイワーカーの配置に

一人件費	要する費用とし、プレイヤー1人当たり2万円を上限とする。
運営人件費	申請時における最低賃金法（昭和34年法律第137号）第10条第1項の規定により決定された千葉県の最低賃金に実働時間を乗じた額に2分の1を乗じた額とする。
その他の経費	当該事業に要した経費に2分の1を乗じた額とする。